

以下に、記事の方針を完全に反映した **〔概要／要綱／条文案〕** を、国会提出の体裁でまとめました。

## I. 概要（提出の理由・法律案の要旨）

### 1. 提出の理由

電力自由化と法的分離は、料金の低下・安定供給・投資促進という目的に照らし十分な成果を上げず、制度の複雑化と責任の分散、投資の先送りを招いた。特に、需要増（データセンター等）に対する電源・系統整備の遅れ、節電要請の常態化、料金の高止まりが深刻となっている。

本法は、震災前の「垂直統合 10 社・地域ごと 1 社」体制に復帰し、総括原価主義と国の長期電源開発計画のもとで、責任の一元化・投資の前倒し・制度の簡素化を図る。2011 年以降に導入された OCCTO、FIT/FIP、容量市場、非化石価値市場、需給調整市場、長期脱炭素電源オーケーション等は原則廃止する。再統合の資本制約を解消するため、\*\*時限の公的ビーカル（再編促進機構）\*\*を設け、全国一律の「再編調整賦課金」を電気料金に小さく上乗せして広く薄く時限回収し、地域間の負担偏在を避ける。

### 2. 法律案の要旨

- \*\*一般電気事業（発・送・配・小売一体）を再設、10 供給区域ごとに指定一般電気事業者（各 1 社）\*\*を指定。\*\*卸電気事業（共同火力・IPP）\*\*は補完的に存置。
- \*\*総括原価主義（認可制）\*\*に復帰：必要経費・減価償却・税相当・許容利潤（公正報酬率）+燃料費等自動調整・再計算（リオープナー）を法定。
- 国の長期電源開発計画（15 年以上）を閣議決定で策定。各社は毎年の供給計画を作成し、適合義務。主要電源・基幹送電線に工事許可制。
- OCCTO・市場制度・FIT/FIP は段階的廃止（契約は清算・読み替え）。
- \*\*時限の再編促進機構（特殊会社）\*\*を設立。出資・劣後融資・保証・一時保有により再統合と設備更新をブリッジ。
- \*\*再編調整賦課金（全国一律・kWh 比例・用途限定・サンセット）\*\*を創設。二重取り禁止、上限・精算式・生活配慮（免除）を法定。
- 独禁法は従来どおり適用。本法に基づく料金認可等の適用調整のみ限的に規定。

---

## II. 法律案要綱（内閣提出用）

### 一 総則

1. 目的、定義（一般電気事業、卸電気事業、供給区域、長期電源開発計画、供給計画、再編調整賦課金、再編促進機構）。

### 二 事業体制の再構築（電気事業法改正）

1. 一般電気事業の許可制。
2. 指定一般電気事業者（10 区域・各 1 社）の指定。

3. 供給義務・最終保障供給。
4. 卸電気事業の位置付け（長期卸契約）。

### 三 料金制度（総括原価主義）

1. 一般電気供給約款の認可制。
2. 収入上限＝必要経費+減価償却+税相当+許容利潤（公正報酬率）。
3. 燃料費等自動調整、再計算（リオープナー）、規制会計・情報公開。
4. 再編調整賦課金は総括原価に算入不可（二重取り禁止）。

### 四 計画・工事許可

1. **長期電源開発計画**（計画期間15年以上、3年ごと見直し、閣議決定）。
2. 各社の**供給計画**（大臣認可、長期計画への適合義務）。
3. 重要電源・基幹送電線の**工事許可制**（適合審査）。

### 五 制度整理（廃止）

1. OCCTOの廃止（権利義務は国に承継）。
2. 容量市場、非化石価値市場、需給調整市場、長期脱炭素電源オークションの廃止（失効・清算）。
3. \*\*再エネ特措法（FIT/FIP）\*\*の廃止（移行卸契約・清算金）。

### 六 時限の再編促進機構

1. 国100%出資の**特殊会社**を設立（設置10年、回収5年以内）。
2. 出資・劣後融資・保証・資産一時保有・再譲渡。
3. 国会承認枠（出資・政府保証・債券発行限度）。

### 七 再編調整賦課金（全国一律）

1. 目的限定（再統合・清算・資本組替の橋渡し）。
2. **kWh**比例・全国一律、上限キャップ、過不足の翌年自動精算。
3. 免除・減免（生活困窮世帯・医療的ケア世帯・離島等）。
4. 専用勘定・リングフェンス、情報公開、会計検査院検査。

### 八 独禁法との関係

1. 本法又は処分に基づく**料金認可・区域内供給・計画行為**についての限定的適用調整。
2. **価格・顧客配分等の談合**は適用除外の対象外（独禁法は従前どおり適用）。

### 九 監督・罰則

1. 報告徴収、立入検査、命令、許可取消、罰則等。

### 十 施行・経過

1. 公布即日：小売新規登録の受理停止。
2. 6か月以内：区域指定、基本政令。
3. 12か月以内：第1期**長期電源開発計画**を閣議決定。
4. 18か月以内：グループ再統合完了。
5. 2年以内：OCCTO・市場制度の失効・清算完了。

6. 3年以内：小売登録失効、FIT/FIP 移行完了。

---

### III. 法律案（条文案）

#### 電気事業法等の一部を改正する法律案

##### 第一条（目的）

この法律は、電気の安定的かつ合理的な供給を確保し、適正な料金水準の下で国民経済の健全な発展に資するため、電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号。以下「電事法」という。）等の一部を改正し、一般電気事業を中心とする体制に復帰させるとともに、総括原価主義及び国の長期電源開発計画を制度化し、平成二十三年以降に導入された制度を整理し、電気事業の再編を促進することを目的とする。

---

##### 一 電気事業法の一部改正

###### 第二条（定義の整備）

電事法第二条中、一般送配電事業者及び小売電気事業者に関する定義を削り、次の各号を加える。

一 **一般電気事業** 発電、送電、配電及び小売の業務を一体として営み、経済産業大臣の許可を受けた事業をいう。

二 **卸電気事業** 電気を発電し、主として一般電気事業者に対して卸供給する事業をいう。

三 **供給区域** 政令で定める区域（北海道、東北、東京、中部、北陸、関西、中国、四国、九州及び沖縄の十区域）をいう。

四 **長期電源開発計画** この法律に基づき政府が策定する、十五年以上の期間にわたる全国的な電源及び送電設備の開発に関する計画をいう。

五 **供給計画** 一般電気事業者が作成し、経済産業大臣の認可を受ける、需要見通し、電源計画、送配電設備計画等を一体とする計画をいう。

六 **再編調整賦課金** 電気事業の再編の円滑な実施に要する費用の回収のため、需要家から電気の使用量に応じて徴収する負担金をいう。

###### 第三条（小売登録規定の削除）

電事法第二条の二から第二条の十一まで（小売電気事業の登録等に関する規定）を削る。

###### 第四条（一般電気事業の許可・指定）

電事法に次の条を加える。

**第〇条（許可）** 一般電気事業を営もうとする者は、経済産業大臣の許可を受けなければならない。

2 前項の許可は、供給区域ごとの需要規模、設備形成計画、保安体制その他政令で定める基準に適合する場合に限り、これを与える。

**第〇条の二（指定一般電気事業者）** 政府は、政令で定めるところにより、供給区域ごとに一の一般電気事業者を指定し、当該区域内の一般電気事業を営ませる。

2 指定の期間は十年とし、更新することができる。

#### 第五条（供給義務等）

電事法に次の条を加える。

**第〇条の三（供給義務）** 指定一般電気事業者は、供給区域内の需要に対し、継続して電気を供給する義務を負う。

2 指定一般電気事業者は、政令で定めるところにより、**最終保障供給**を行わなければならぬ。

#### 第六条（卸電気事業からの調達）

電事法に次の条を加える。

**第〇条の四** 指定一般電気事業者は、需給及び費用の効率性に資する場合には、卸電気事業者と**長期卸供給契約**を締結することができる。

2 長期卸供給契約の標準約款その他必要な事項は、経済産業省令で定める。

#### 第七条（料金の認可：総括原価主義）

電事法に次の条を加える。

**第〇条の五（料金の認可）** 指定一般電気事業者は、一般電気供給約款を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。

2 前項の認可の基準は、**総括原価主義**によるものとし、次に掲げる額の合計をもって収入上限とする。

- 一 **必要経費**（運転維持費、購入電力量費、一般管理費その他政令で定める経費）
- 二 **減価償却費**（政令で定める耐用年数及び償却方法による。）
- 三 **税相当額**（法人税、事業税その他政令で定めるもの）
- 四 **許容利潤**（事業用資産額に対し、政令で定める方法により算定される**公正報酬率**を乗じて得た額）

3 前項の算定に当たっては、**燃料費等の自動調整**及び**電力購入費調整**の仕組みを設けるものとする。

4 著しい経済事情の変動その他やむを得ない事由があるときは、経済産業大臣は、指定一般電気事業者の申請により、当該認可の\*\*再計算（リオープナー）\*\*をすることができる。

5 規制会計の区分及び情報公開に関し必要な事項は、政令で定める。

6 **再編調整賦課金**は、前項の収入上限に算入しない。

#### 第八条（長期電源開発計画等）

電事法に次の条を加える。

**第〇条の六（長期電源開発計画）** 政府は、電気の安定供給の確保及び設備の計画的形成を図るため、計画期間十五年以上の**長期電源開発計画**を策定し、閣議の決定を経て公表しなければならない。

2 長期電源開発計画には、需要見通し、供給信頼度目標、電源構成の方針、主要電源及び基幹送電線の整備方針、区域別の役割分担、環境及び保安に関する基本方針を定めるものと

する。

3 政府は、少なくとも三年ごとに、長期電源開発計画を見直すものとする。

**第〇条の七（供給計画）** 指定一般電気事業者は、毎事業年度、需要見通し、電源計画、送配電設備計画その他政令で定める事項を一体とする**供給計画**を作成し、経済産業大臣の認可を受けなければならない。

2 供給計画は、前条の長期電源開発計画に適合しなければならない。

**第〇条の八（工事許可）** 政令で定める重要電源及び基幹送電線の新設又は増設は、経済産業大臣の許可を受けなければならない。許可に当たっては、長期電源開発計画への適合を審査基準とする。

### **第九条（兼業規制の撤回）**

電事法\*\*第二十二条の二（兼業の制限等）\*\*を削る。

### **第十条（広域機関の廃止）**

電事法\*\*第二十八条の四以下（電力広域的運営推進機関に関する規定）\*\*を削る。

### **第十一条（独占禁止法の適用調整）**

本法又はこれに基づく処分により指定一般電気事業者が行う料金認可、区域内供給、供給計画、工事許可申請及び卸契約締結に係る行為については、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の規定は、その目的に反しない限度で適用しない。

2 前項の規定は、価格、数量、顧客配分その他の不当な取引制限に係る行為の適用を妨げない。

---

## **二 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法の廃止**

**第十二条** 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法を廃止する。

---

## **三 市場制度等の廃止**

**第十三条** 次に掲げる制度を廃止する。

一 容量市場 二 非化石価値取引市場 三 需給調整市場 四 長期脱炭素電源オーナークション 五 これらに付随する清算・担保・モニタリング等

---

## **四 電気事業再編促進機構（时限の特殊会社）**

### **第十四条（設立）**

1 電気事業再編促進機構（以下「機構」という。）は、電気事業の再統合及び設備形成の円滑な実施を図ることを目的として、この法律により設立する特殊会社とする。

2 機構の株式は国が 100% 保有する。

### **第十五条（業務）**

機構は、次に掲げる業務を行う。

一 指定一般電気事業者等に対する出資（優先株式等）及び資本性借入（劣後ローン等）

## 二 社債の保証及び信用補完

### 三 資産の取得・保有・賃貸及び再譲渡（セール・アンド・リースバックを含む。）

#### 四 前各号に附帯する業務

#### 第十六条（資金調達）

1 機構は、政府出資、財政投融資資金の貸付け及び政府保証付債の発行により資金を調達することができる。

2 政府保証付債の発行限度額は、国会の議決を経て政令で定める。

#### 第十七条（支援の条件等）

1 機構は、支援に当たり、支援が最小限度であること及び国庫に損失を生ぜしめない見込みがあることを確認しなければならない。

2 支援先は、配当、自己株式取得、役員報酬その他政令で定める事項について制限を受ける。

3 出資その他の支援には、買戻し条項及び期限到来時の条件変更（ステップアップ）条項を付すものとする。

#### 第十八条（期間及び解散）

1 機構の設置期間は、施行の日から十年とする。

2 前項の期間経過後は、投融資残の管理及び回収のために五年を超えない範囲で存続できる。

3 機構は、前二項の期間満了後、解散しなければならない。残余財産は国庫に納付する。

#### 第十九条（会計及び監督）

1 機構は、毎事業年度、事業計画及び資金計画について、経済産業大臣の認可を受けなければならない。

2 機構は、会計検査院の検査を受ける。

3 機構は、事業報告書及び財務諸表を作成し、公表する。

#### 第二十条（規制資産への算入）

機構の支援により取得又は形成された設備その他の資産で政令で定めるものは、\*\*規制資産（総括原価の算定基礎）\*\*に算入することができる。

---

## 五 再編調整賦課金（全国一律）

#### 第二十一条（創設・目的）

1 再編調整賦課金を創設する。

2 賦課金は、電気事業の再統合及び制度廃止に伴う清算・資本組替えの橋渡しに要する費用の回収に限定して充当する。

#### 第二十二条（徴収方法）

1 賦課金は、全国一律に、需要家の使用電力量（kWh）に比例して、指定一般電気事業者が料金に上乗せして徴収する。

2 指定一般電気事業者は、徴収した賦課金を、政令で定めるところにより、\*\*清算センター（機構内）\*\*に拠出する。

#### 第二十三条（単価の決定・上限・精算）

1 各年度の賦課金単価は、当該年度の必要額（予算）-前年度からの過不足額を当該年度の見込み販売電力量で除して得た額とする。

2 賦課金単価の上限は、一キロワット時当たり 0.5 円を超えない範囲で政令で定める。

3 過不足は翌年度に自動的に精算する。

#### 第二十四条（免除・減免）

生活困窮世帯、医療的ケア世帯、離島その他政令で定める需要家については、免除又は減免を行う。

#### 第二十五条（専用勘定・情報公開）

1 賦課金収入は専用勘定で管理し、用途外流用を禁ずる。

2 機構は、賦課金の収支及び事業 KPI を毎年度公表する。

#### 第二十六条（二重取りの禁止）

賦課金の充当対象となった費用は、総括原価に算入してはならない。

#### 第二十七条（時限）

1 賦課金の徴収は、施行の日から十年を超えて行ってはならない。

2 前項の期間満了後に残余の過不足があるときは、政令で定める方法により精算する。

---

### 六 附 則（施行期日・経過措置 ほか）

#### （施行期日）

第一条 本法は、公布の日から施行する。ただし、附則第三条、第四条及び第七条から第十条までの規定は公布の日から、附則第五条及び第六条の規定は公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

#### （準備行為）

第二条 政府は、この法律の施行に必要な政令の制定その他の準備行為を行うことができる。

#### （小売登録の新規受理の停止）

第三条 電事法第二条の二に規定する小売電気事業の登録の新規受理は、公布の日以後、行わない。

#### （指定一般電気事業者の指定）

第四条 政府は、施行の日までに、供給区域ごとに一の一般電気事業者を指定する。

2 供給区域は、別表のとおりとする。

#### （グループ再統合の完了期限）

第五条 指定一般電気事業者は、施行の日から起算して十八月以内に、当該供給区域内の送配電・発電・小売のグループ会社を吸収合併その他の方法により再統合しなければならない。

#### (小売登録の失効)

**第六条** 小売電気事業の登録は、施行の日から起算して三年を経過した日に、その効力を失う。契約は、指定一般電気事業者に包括承継される。

#### (長期電源開発計画の初回策定)

**第七条** 政府は、施行の日から起算して十二月以内に、第一回の長期電源開発計画を策定し、閣議決定しなければならない。

#### (FIT/FIP の移行)

**第八条** FIT/FIP に基づく契約は、施行の日において、当該供給区域の指定一般電気事業者との移行卸契約に読み替えられたものとみなす。移行単価、期間、清算金その他必要な事項は、政令で定める。

#### (市場制度の失効・清算)

**第九条** 容量市場、非化石価値取引市場、需給調整市場及び長期脱炭素電源オーケションに係る契約その他の法的関係は、施行の日から起算して二年を経過した日に、その効力を失う。清算手続は政令で定める。

#### (OCCTO の廃止・承継)

**第十条** 電力広域的運営推進機関は、施行の日から起算して二年を経過した日に解散する。権利義務、資産及び職員は、政令で定めるところにより、国に承継する。

#### (独占禁止法の適用関係)

**第十一条** 本法の施行に伴う独占禁止法の適用関係について必要な事項は、政令で定める。

#### (別表：供給区域)

北海道、東北、東京、中部、北陸、関西、中国、四国、九州、沖縄。

---

#### 付記（運用指針に盛り込むべき主要事項）

- 総括原価の範囲・公正報酬率（WACC）算定手順、燃料費・購入電力費の自動調整式。
  - 長期電源開発計画の目標年（15～20年）、見直し周期（3年）、適合審査要領。
  - 再編調整賦課金の算式例・上限管理・免除手続・二重取り禁止の監査手順。
  - 機構の支援優先順位（再統合・系統強化・老朽更新）
-